

1.はじめに

今回は、身体に対する被害事例ではありませんが、看護業務の中で医療機器を損傷した事件を取り上げます。そして、当事者である看護師ではなく派遣会社が訴訟当事者となった珍しい事例です。

2.事案の概要

A医療法人と派遣業者Bとは紹介予定派遣（派遣先が派遣される労働者と直接面接して受け入れをするかどうかの選択ができ、派遣を受け入れて最長6ヶ月間の働き具合を見てからその人を直接雇用もできる派遣形態）の契約を結び、これに基づいて、BはAが運営するクリニックに看護師Cを派遣しました。ある日、C看護師は、磁性体金属製の点滴棒を使用している患者をそのままMRI検査室に入室させたため、点滴棒がMRIに吸着してMRIを損傷してしまい、その修理費用が588万円かかりました。

そこで、A医療法人は、B派遣会社に対して、BはC看護師を指揮命令する立場にあったのだからこの賠償義務を負うべきだとして修理費用の支払を求めて訴訟提起しました。

3.裁判所の判断

裁判所は、AとBとの契約内容が、Bは「正確かつ適確に業務を処理できるよう業務処理の方法、その他必要な事項を派遣労働者に周知指導する」となっているのに、実際には十分な指示監督を行っていなかったと判断してBの賠償義務を認めました。

他方、このクリニックでは点滴棒に「MRI禁」と記載したラベルを貼り、MRI室にも同じ記載の札をかける等の注意をしていましたが、C看護師は最初にA医療法人の他のクリニックで勤務を開始し、そのクリニックでは磁性体金属製ではない点滴棒を使用していたこと、このクリニックではMRI検査室の入り口で他の職員がチェックする体制を取っていなかったこと等、A医療法人側にも管理体制に問題があるとして、賠償額を3割減額しました（東京地裁25年10月25日判決）。

4.まとめ

点滴棒には磁性体金属製のものと磁性体金属製ではないものがあるようです。複数の医療機関を有する医療法人で統一するのは難しいこともあるでしょうが、少なくとも同一の医療機関で磁性体金属製のものと磁性体金属製ではないものとの両者が混在するのは避けたいものです。そして、医療機関には様々な機器があり、中には精密機器もあります。機器の特性を理解して使用時には十分注意することが必要です。

松本・山下綜合法律事務所

私達の事務所は、医療事件だけでなくその他の案件（相続、離婚、債務整理、刑事事件等）も取り扱っています。医療の現場は専門知識があるかないとでは全く違いますが、法的な場面でもそうです。何か行動する前にちょっと相談するだけで違うことがあります。気軽にご相談ください。

千葉市中央区中央三丁目3番8号日本生命千葉中央ビル7階 電話：043-225-5242